

4川財契第9246号
令和5年3月9日

令和5・6年度川崎市競争入札有資格業者名簿
登録事業者様

川崎市財政局資産管理部契約課長

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について（通知）

日頃から、本市の契約事務に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和5年4月1日施行の川崎市契約規則及び川崎市公共工事の前払金に関する規則の改正に伴い、次のとおり電磁的方法による保証（以下「電子保証」という。）を導入することとなりましたので、お知らせいたします。

1 対象となる契約

- (1) 前払保証及び前払保証事業会社（東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社又は西日本建設業保証株式会社）による契約保証については、全ての川崎市発注案件が対象となります。
- (2) 履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）による契約保証については、財政局資産管理部契約課が契約締結する案件のみが対象となりますので御注意ください。

なお、保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDF方式により発行された保険証券等をいう。以下「PDF発行証券」という。）を電子メールにより受注者から契約課に提出する方法を含むものとする措置は、国に準じて令和5年4月1日から令和5年9月30日までの暫定的な取扱いとし、令和5年10月1日以降の取扱いについては、決まり次第、お知らせいたします。

2 開始時期

令和5年4月1日以降に契約の締結を行う案件から適用します。

※ 東日本建設業保証株式会社の電子保証対応は、令和5年3月20日（月）からとなります。

3 電子保証の取扱いについて

- (1) 前払保証及び前払保証事業会社による契約保証の場合

具体的な手続方法については、別紙1「『電子保証』周知案内リーフレット（東日本建設業保証株式会社作成）」を御参照ください。

なお、認証キーのメール送信先につきましては、次のとおりとなります。

ア 工事請負契約の契約保証

発注情報詳細等に記載の契約事務担当（契約課）メールアドレスへお送りください。

発注情報詳細等、入札に際して交付された文書は保管をお願いいたします。

イ 工事請負契約の前払保証

発注情報詳細等に記載の工事担当課メールアドレスへお送りください。

発注情報詳細等、入札に際して交付された文書は保管をお願いいたします。

ウ 業務委託契約の契約保証及び前払保証

落札決定後に電話又はメール等でお伝えします。

(2) 履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）による契約保証の場合

具体的な手続方法については、別添2「契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」を御参照ください。

なお、PDF発行証券を発行する各保険会社の共通窓口連絡先（電子メールアドレス）は、PDF発行証券の申し込みをされる際に契約課までお尋ねください。

4 その他

従来どおり、書面による保証証書の取扱いも可能です。

(問合せ先)

川崎市財政局資産管理部契約課

土木契約係 電話：044-200-2099

建築契約係 電話：044-200-2101

委託契約係 電話：044-200-2097

E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp